

～文翔館ギャラリーをご利用の皆様へ～

施設使用料を最大 **3万円**まで助成します！

2019年度文翔館文化活動支援事業

○県出身者または県内で活動している個人や文化団体（県内に限る）が、「芸術文化の振興」を目的とし、文翔館ギャラリーを使用して実施する展示会などの優れた事業に対して、施設使用料を 上限3万円まで助成いたします（施設使用料の金額または3万円のいずれか低い額となります。）

○要綱・申請書類は、文翔館事務所、または文翔館ホームページよりダウンロードできます！
【HPアドレス】<http://www.gakushubunka.jp/bunsyokan/>（※「文翔館」で検索でもOK！）

○助成交付には条件や審査があり、必ずしも対象になるとは限りません。要綱をよく読み、事業内容は正確に詳細をご記入ください。文化団体に於いては、申請時に団体規約の提出が必要です。

○必ず事業実施10日前にご申請ください。事業期間中、事業終了後等の申請は助成の対象外とさせていただきます。

【事業実施期間】

2019年4月1日～2020年3月31日

※ただし予算がなくなり次第終了

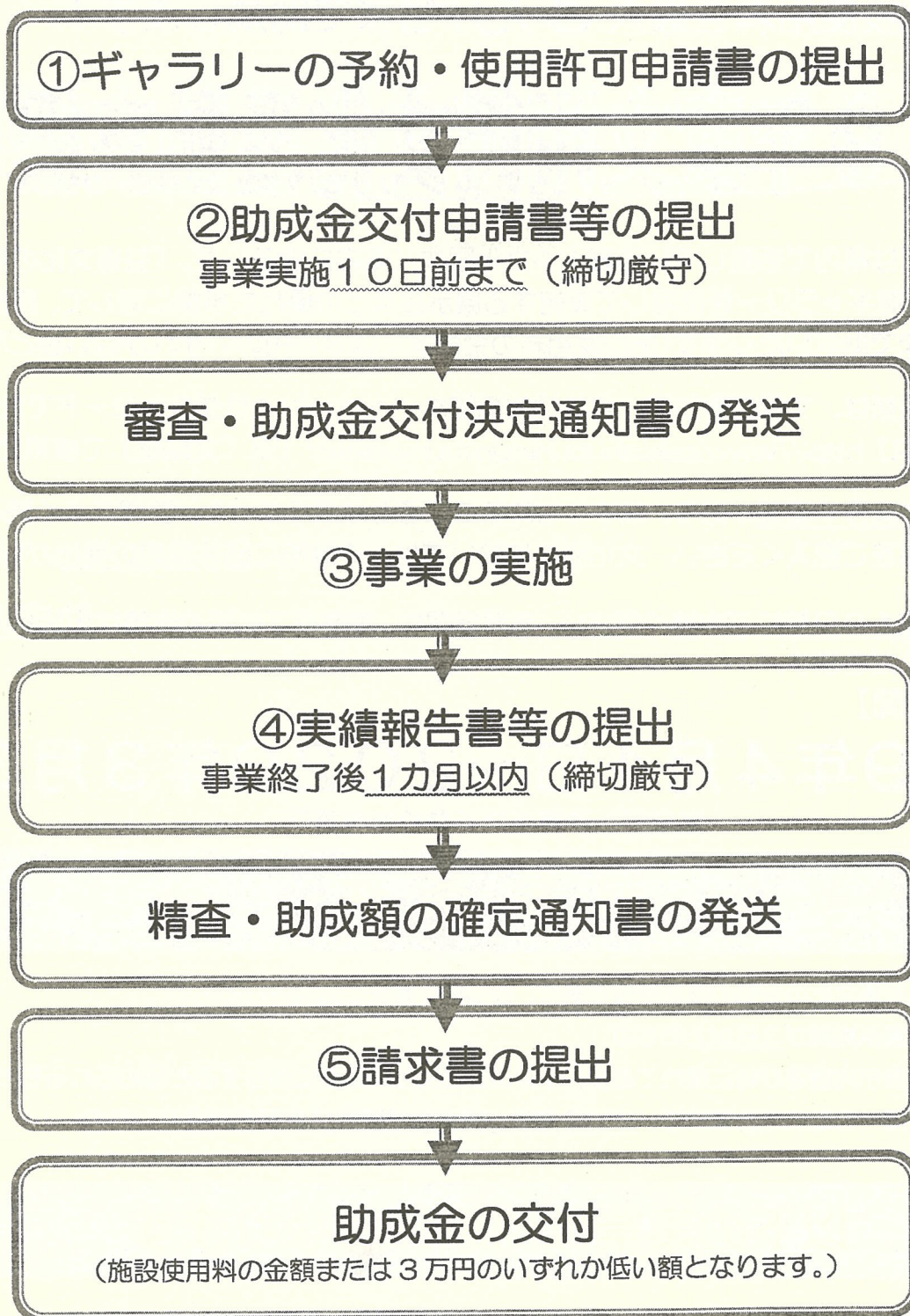
対象条件

- (1) 芸術文化の分野の展示発表であり、かつ広く県民に公開されるもの
- (2) 展示期間が3日以上のもの
- (3) 展示内容等が特に優れており、本県の芸術文化の振興に寄与すると認められるもの
- (4) 同一の助成対象事業で、2013年度以降の助成回数が3回を超えないもの

以下の事業は対象外となります

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 発表が学校、企業、職能団体、習いごと教室及びこれらに準じる団体の内部にとどまり、広く県民に公開されることのない事業
- (4) 自己宣伝（一流一派的）色彩の特に強い事業
- (5) 他の団体が実施する展示等を鑑賞するだけの事業
- (6) チャリティーなど、芸術文化振興以外の目的を主とした事業
- (7) 県又は市町村の助成を受けている事業

申請から助成金交付までの流れ



◇ お問い合わせ・申請先

(公財)山形県生涯学習文化財団 文化振興部 (山形県郷土館「文翔館」内)

〒990-0047 山形県山形市旅籠町三丁目4番51号

☎023-635-5500 FAX:023-635-5501

開館時間:9:00~16:30

休館日:第1・第3月曜日(ただし、祝祭日の場合は翌日)、年末年始

会場申込:6ヶ月前から受付(毎月最初の開館日9:30より事務室にて抽選会)